

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月11日(水) 午後1時44分から午後2時01分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樫市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について
- 第4 議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和4年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、6番辻田樫市委員、7番仁科義弘委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは議事に入ります。

今回上程されています議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、整理番号3についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は188㎡です。

今回、譲受人の●●さんがごみステーション及び露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、全面をアスファルト舗装し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、アスファルト舗装から既存水路へ接続します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、ごみステーション及び露天駐車場であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

なお、本日は、町民課長も同席しておりますので、何かあればお尋ねください。

議 長

ただ今の整理番号3の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番

通学路のために現在のごみステーションを移転させるのか。

町民課長

基本的には通学路の拡幅により、現在のごみステーションや待避所が狭くなり、そのままでは使えなくなるための移転です。

● 番

分館により様々なケースがあると思うが、今回、地元の負担はあるのか。

町民課長

今回のごみステーションの移設については、県道拡幅のため行うものであり、県の費用により行われ、地元の負担はありません。土地については、新しいごみ焼却施設が旧焼却場の南側にできるということで、地元から要望があった事業のため、今回は町が土地を用意しました。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

● 番

直接関係はないが、ごみステーションのある場所が水槽か何かの上にあ

るようだが、何なのか。

町民課長 申し訳ありませんが、その構造物が何なのか把握しておりません。

● 番 今、使っているかどうか分からないのか。

町民課長 何かに使っているというのは聞いておりません。

● 番 移転するとなると、それが支障となることはないのか。

町民課長 確認した上で、支障がないようにさせていただきます。

● 番 後ろに道があるが、今も赤線で残っているのか。

事務局 赤線で残っています。

● 番 アパートの中にも残っているが、そこも民地ではないのか。

事務局 構造を見る限りでは道が通っていますね。

● 番 部分的な廃道はないはずだが。必要なら代わりの道を用意するように。

事務局 建設班に確認します。

● 番 今の構造物の話だが、●●氏の所の、砂を取っていた辺り、川が龍王の裾野を通過して●●●の裏の池へ行く水路がある。●●の方へ抜ける。その取り口との関連性があるかもしれない。水取がそこから始まりだったら、潰してしまうと流れていかない。●●団地の中に普段気が付かないような水路がある。田んぼを作らなくなったら、要らないかもしれないが。

議 長 その水路は現状では要らないかもしれない。

● 番 あの辺り、湧水が出る所があった。そのようなものかもしれない。なくなって困るといけないので、よく確認してほしい。

議 長 その他ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号3について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号3は許可と決定します。

(町民課長退室)

続きまして、今回上程されています議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第9号について、ご説明いたします。

整理番号は、1でございます。

里庄町長より、令和4年5月11日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、畑が1筆、面積は731㎡です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

続いて整理番号2でございます。

1筆、田が1筆、面積は847㎡です。

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構で、設定を行う者は●●●●代表相続人●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、①基本構想に適合、②すべてを効率的に耕作、③継続的安定的な農業経営は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議 長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第9号、整理番号1及び整理番号2について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号1及び2は承認と決定します。

以上をもちまして、令和4年第5回総会を閉会いたします。